

仙台赤門短期大学 外部研究費使用における不正防止計画

(令和5年11月15日教授会承認)

第1節 機関内の責任体系の明確化

- ・責任体系を明確にし、ホームページ等で学内外に周知をする。

第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- ・コンプライアンス教育や啓発活動を実施することで使用ルール徹底の意識向上を図る。
- ・不正受付窓口、不正調査体制を学内外に周知する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ・不正防止計画の推進担当をする者は、統括管理責任者やコンプライアンス教育担当者と連携し、具体的な対策を策定する。
- ・策定した具体的な対策の実施状況の確認を行う。
- ・内部監査部署との連携により不正を発生させる要因がどこにあるか検討する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ・予算執行状況の確認を、研究者と事務部門担当者間で定期的実施する。

第5節 情報発信・共有化の推進

- ・競争的研究費使用に関するルール等について相談を受ける窓口を設置し、学内外に周知する。

第6節 モニタリングの在り方

- ・内部監査部門による監査を定期的実施し、管理体制、ルールとの整合性についてチェックを行う。

注)第1節から第6節の表題は、ガイドラインの項目。